

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 (1) 遺留金の取扱いについて 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第 9 条第 1 項に「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」と規定されており、その者の遺留金品がある場合は、警察や医療機関等（以下「警察等」という。）から各区が引継ぎを受けている。 その遺留金品の取扱いを定めた遺留金品取扱要領（保健福祉局長決定）では、遺留金について、「4 遺留金品の保管」の「(1) 金銭」の項目で「受領後速やかに遺留金受付簿（様式 3－1）および遺留金品管理台帳（様式 3－2）に記録の上、歳入歳出外現金（領置金）として会計室に入金する。それまでの間については、備え付けの金庫にて一時的に保管する。」とされている。 また、墓地埋葬法第 9 条第 2 項により準用される行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により、その者の葬祭費や死体検案料等に遺留金を充当することとされている。なお、生活保護法第 18 条に基づく葬祭扶助として対応する場合も、同法第 76 条の規定により同様の取扱いとなる。 各区の実査において、遺留金の取扱いに関して、次のような事例が確認された。 ア 葬儀業者への葬祭費の現金払 警察等からの遺留金の引継ぎの時点で既に葬儀を終えている場合、その引継ぎ時に預かった遺留金から葬儀業者に葬祭費を直接現金で支払い、領収書を受領している事例が散見された。 また、葬祭費は、行旅死亡人取扱費限度額が定められているが、遺体の保存にかかるドライアイス代加算分などにより、その限度額	ア 葬儀業者への葬祭費の現金払 遺留金については、一旦領置金として入金の上、葬儀業者からの葬祭費の内訳も明示した請求書に基づき支払うことが原則であることから、財務定期監査の意見について、令和 5 年 12 月 21 日開催の生活支援課長会議において情報共有を行った。 また、行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則を改正（令和 7 年 3 月 14 日施行）し、ドライアイス代の支出にかかる限度外支出承認手続きを不要とすることで、職員の事務負担軽減を図るとともに、事後承認手続きとなっていた事態を解消することとした。 さらに、令和 7 年 10 月 23 日開催の生活支援課長会議において、遺留金品取扱要領（保健福祉局長決定）を改めて示し、 ・遺留金品については、「遺留金品取扱要領（以下、「実施要領」とする。）」及び「神戸市遺留金品取扱マニュアル（以下、「マニュアル」とする。）」にまとめていること。 ・実施要領及びマニュアルに沿って全市統一した事務処理を実施すること。 ・金銭は、受領後速やかに「遺留金受付簿（様式 3－1）」および「遺留金品管理台帳（様式 3－2）」に記録の上、歳入歳出外現金（領置金）として会計室に入金すること。 ・生活保護法 18 条に基づく葬祭扶助については、同法 76 条の規定により、まず遺留金を葬祭費に充	措置済

令和5年度財務定期監査（監査対象：福祉局（関連する区役所を含む））

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
を超えて葬祭費を支払っている事例もあった。 （くらし支援課）	て、不足額を葬祭扶助として支給すること。 などに努めるよう周知した。	

令和5年度財務定期監査（監査対象：こども家庭局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 支出に関する事務 イ 立替払による支出が極力発生しないよう他の支出方法を検討すべきもの 夜間・休日におけるこども家庭センターへの虐待通告・緊急相談に対応する当番の係長級職員が、居住地等により緊急時の自宅からの出動が困難な場合は、近隣の宿泊施設で待機できることとし、所属長の承認を事前に得ず、その経費は職員が立替払を行うこととしており、この立替払での支出を経常的に行っていた。 また、虐待や家出などにより緊急一時保護を行った児童の管轄市町村への移送等に係る交通費についても、緊急の必要性による場合も多く、同様に立替払での支出事務を行っている事例が年間を通じて複数回あった。 （こども家庭センター） 立替払とは、天災地変のときや公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うもので、事前の支出負担行為決裁を経ずに、正当な債権者に直接支払わない、例外的な支出手続であり、職員の相当期間の経済的負担を伴うものである。 立替払による支出が極力発生しないよう、宿泊施設と提携のうえ、宿泊施設からの請求に基づく一般支払いの方法を基本としつつ、当該宿泊施設を利用できない場合は、常時必要とする運営経費に充てる資金前渡を利用するなど、立替払以外の支出方法を検討すべきである。	こども家庭センターにおいては、児童虐待事案等に対して通常の業務時間の内外を問わず緊急対応が求められる児童相談所の業務の特殊性により、やむを得ず、一部の業務にかかる経費を立替払により支出している。 資金前渡による支出についても従前より検討していたが、特定の宿泊施設の利用や児童の管外への移送等事前に発生を予測することが困難な場合や緊急時に柔軟な対応が求められる場合も多いことから、所属において前渡金や釣銭を現金で管理するリスクや職員の業務負担もあわせて考慮し、立替払による運用を行ってきた。 監査での指摘を受けて、当番の係長が宿泊施設を利用するにあたっては、事前に所属長の承認を得ることを徹底（夜間に緊急の必要が生じる等により事前承認を得ることが困難な場合を除く）するとともに、令和7年9月からは、施設利用費の資金前渡（前渡金払い）による運用を導入し、以後、立替払いは発生していない。	措置済